令和８年 12 月１日より適用

特別養護老人ホーム ハピネスホーム・ひなぎくの丘　重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けております

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、 契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。
当施設への入所は、 原則として要介護認定の結果、要介護３以上と認定された方が対象となります。
要介護度１または２の方の特例入所要件や、要介護認定をまだ受けていない方についてはご相談ください。

◆◇目次◆◇

１．施設経営法人
２．ご利用施設
３．施設設備の概要
４．職員の配置状況
５．当該施設が提供するサービスと利用料金
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）
７．残置物引取人及び身元引受人について
８．サービス提供における事業者の義務
９．施設利用の留意事項
１０．事故発生時の対応について
１１．損害賠償について
１２．合意裁判管轄について
１３．非常時災害対策
１４．苦情の受付について

重要事項説明書別紙
重要事項説明書付属文書
日常費用支払い代行サービス契約書
個人情報の利用に関する同意

１．　施設経営法人

(1)法　人　名　　社会福祉法人 武蔵野療園
(2)法人所在地　　東京都中野区江古田 2－24－11
(3)電 話 番 号　　03－3389－5593
(4)代表者氏名　　理事長　駒野　登志夫
(5)設 立 年 月　　昭和 27 年 2 月 5 日

２．　ご利用施設

(1)施設の種類　　指定介護老人福祉施設
(2)施設の目的　　当施設は身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方の為の施設となります。可能な限り居宅生活への復帰を念頭に置き、ご契約者（利用者）が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう作成された施設サービス計画に基づき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

(3)施設の名称　　ハピネスホーム・ひなぎくの丘
(4)施設の所在地　　東京都中野区弥生町 5-11-15
(5)電話番号　　03-3381-1711
(6)管理者氏名　　施設長　東　利樹

(7)当施設の運営方針
・利用者、職員の「やりたいこと」を具現化する。
・調和と進歩のバランスを念頭に人材育成に取り組み、専門的知識及び技術の向上、職種間の連携に努める。
・利用者の意思及び人格の尊重と、利用者主体の自己決定を基本とし、利用者の有する能力に応じて「その人らしい生活」が継続できるようなサービスを提供する。
・利用者、家族へのインフォームドコンセントを遵守し、安全、安心、安楽の確保に努める。
・地域における公益的な取り組みを積極的に行い、地域の福祉拠点として、地域住民や関係諸機関との連携を進める。
・利用者満足、職員満足から善の循環を促し、確実、効果的、適正な事業運営を行い安定した経営に取り組む。
(8)開設年月日　　平成 28 年 6 月 1 日
(9)入居定員　　76 人(8 床×8 ユニット、12 床×1 ユニット)

３．　施設設備の概要

(1)居室等の概要
当施設では以下の居室　・設備をご用意しています。
ご利用者の身体状況や認知症の状況によって居室を決定しています。

居室、設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	76 室	洗面台・　タンス・エアコン完備
共同生活室	9 カ所	キッチン、リビング、共用トイレ等
機能訓練室	1 室	2 階　（共同生活室共用）

浴室	12 室 （個浴・リフト浴 9 基、 機械浴 3 基）	［主な設置機器］ リフト浴、臥床式特殊浴槽 シャワーベッドの特殊浴槽
医務室	1 室	
調理室	1 室	

〇ユニットケア方式…当施設では、1 階に 12 名 1 グループのユニットが 1 つ、2、3 階に 8 名 1 グループのユニットが 8 つございます。2、3 階では、各ユニット 1 名ずつの計 8 床は併設型ショートステイの受け入れを行っています。小生活集団で構成される家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが 1 人ひとりを深く理解し、寄り添う事で、その人らしい生活を支援します。
〇居室の変更…ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。 その際には、ご利用者や身元引受人兼連帯保証人等と協議の上で決定することとします。

４．職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。関係各法（介護職員又は看護職員が入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上）に定める「常勤換算」による人員配置基準以上の職員配置を行っています。
平常時の具体的な配置については下記の通りとなります。
・1 ユニット（定員 1 階 12 名、2 階・3 階 8 名）に対し 1 人以上の介護職員（夜勤を除く早番者や遅番者）
・1 階（定員 12 名）、2・3 階フロア（定員各フロア 32 名）に対し 1 人以上の看護師を配置
・夜勤は 2 ユニット（定員 16 名）に対して 1 人の介護職員を配置
（1 階タイガーアイユニットのみ 1 ユニット［定員 12 名］に対して 1 人配置）
※介護職員は 1 人で 8 人のご利用者を対応する体制上、常時の見守りや付き添いはできない為ご利用者の転倒等、施設生活にはケガや事故のリスクがございます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

〈主な職員の配置状況〉
※職員の配置については、 指定基準を遵守しています。
以下の職員は、短期入所生活介護　特別養護老人ホーム　ハピネスホーム・ひなぎくの丘と兼務しております。

職種	資格	常勤	非常勤	計
１．施設長（管理者）		１名		１名
２．介護職員 ３．看護職員	介護福祉士等 正・准看護師	３５名 ４名	（常勤換算含む）	３５名 ４名
４．生活相談員	社会福祉士等	２名		２名
５．機能訓練指導員	理学療法士等	１名		１名
６．介護支援専門員	介護支援専門員	２名		２名
７．医師（精神科医を含む）	３名		３名	必要数
８．管理栄養士	（管理）栄養士	２名		２名
９．調理員		必要数		必要数
１０．事務職員		必要数		必要数

〈主な職種の勤務体制〉　　※土日祝は下記と異なります。

職種	勤務体制
１．施設長	日勤　8:45～17:30
２．医師	内科：毎週　火曜日・金曜日　　精神科：毎月 2 回
３．介護職員	① 7:00～16:00 ② 7:30～16:30 ③ 9:00～18:00 ④ 10:00～19:00 ⑤ 12:00～21:00 ⑥ 13:00～22:00 ⑦ 21:45～7:15
４．看護職員	日勤　8:45～17:30
５．生活相談員	日勤　8:45～17:30
６．機能訓練指導員	日勤　8:45～17:30
７．介護支援専門員	日勤　8:45～17:30
８．管理栄養士	日勤　8:45～17:30

5.　当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、 ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

がございますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

（1）介護保険の給付対象となるサービス(契約書第 3 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

負担割合証に応じた料金（7 割～9 割）が介護保険から給付されます（介護サービス費の 3 割負担は、平成 30 年 8 月 1 日より、一定所得を超える方が対象となりました)。

① 食事

・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。(医師の指示があれば、療養食を提供することがあります。その際は、療養食加算を算定します。また、栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行います。)

・ご利用者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを基本としています。

（食事時間）

朝食 8:00～10:00　　昼食 12:00～14:00　　夕食 18:00～20:00

② 入浴

・週 2 回、身体状況に合わせてリフト型個浴や特殊浴槽およびシャワーベッドを使用し、ゆったりと入浴することができます。

・発熱や病気などにより、または感染症の蔓延などの際には入浴を中止し、清拭対応となる場合があります。

③ 排泄

・お一人おひとりの排泄パターンに合わせた自然な排泄ができるように努めます。

・ご本人に負担のないよう留意しながら出来る限りトイレでの排泄に心がけます。

④ 機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

・病院や医療機関でのリハビリではなく日常生活の中で、生活リハビリの観点によりで実施していきます。

⑤ 健康管理

・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

・受診の必要性があった際には、ご家族に連絡、相談させていただきます。緊急時には先にご利用者を救急搬送することがあります。

⑥ 居室

・全室洗面台付き個室になっており、プライバシーに配慮した環境を整えています。(トイレは各ユニットに共用洋式トイレが 3 カ所ございます)

・自宅生活の継続のため、居室に置ける範囲で使い慣れた家具等のお持ち込みも可能です。ご相談ください。

⑦外出、受診付添い

・ご家族との外出は自由です。外出、外泊時には届け出が必要です。

・外部医療機関への受診の際は、原則ご家族にて対応をお願いします。なお緊急時はこの限りではありません。

⑧その他自立への支援

・寝たきり防止のため、ご本人に無理のない範囲でできるかぎり離床に配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

・ご利用者の希望や要望に沿った生活ができるよう、趣味やレクリエーション等の支援を行います。行事などは開催日が決まっているもの、不定期に行うものがあります。

<サービス利用料金(1 日あたり)>(契約書第 5 条参照)

下記の料金表によって、 ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。下記は単位数の表示となりますので、1 単位 10.90 円で計算し、負担割合に応じて 7～9 割を除く額が自己負担となります)

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
施設サービス費	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位

※上記に加え、該当者には各種加算を算定させていただきます（重要事項別紙参照)。

※ご契約者がまだ介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただき、要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

※ご契約者が短期入院又は外泊をされた場合、入院又は外泊日の翌日より施設サービス費が発生せず、一カ月あたり最長 6 日、入院・外泊時費用を算定します。

※1 ヵ月につき 6 日(連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊)を超えて入院又は外泊される場合、それ以降については入院・外泊時居室使用料として、1 日につき 2,134 円をご負担いただきます。(この場合は居室に係る費用について、負担限度額認定は適用となりません。)

（2）介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 4 条、 第 5 条参照)

以下のサービスは、 利用料金の金額がご利用者の負担となります。

◇当施設の居住費、食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市長村民税世帯非課税者)であって、かつ預貯金の総額が一定の金額を超えない方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

※居室と食事に係る費用：負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載されている負担限度額とする

<サービスの概要と利用料金>

（2）以外のサービス介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 4 条、 第 5 条参照)

以下のサービスは、 利用料金の全額がご利用者の負担となります。

①食費（食材料費、料理費）

負担区分については、保険者に申請し、該当になる方は認定を受けてください。通常は 4 段階となります。

負担限度額	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
1 日当たりの費用	300 円	390 円	680 円	1,420 円	1,900 円

※入院または外泊時、食費はかかりません。(1 日のうち、3 食とも召し上がらない場合)

②居住費（室料、光熱水費）

食費と同じ負担限度額区分が適用されます。

負担限度額	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
1 日当たりの費用	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円	2,134 円

※入院または外泊時も算定されます。ただし、第 4 段階以外の方について、入院・外泊時費用を算定しない場合は補足給付がありませんので、第 4 段階の料金となります。

※入院時に空室をショートステイに使用させていただいた場合には居住費は算定しません。

③行政等手続き代行

行政機関等に対する手続きが必要な場合、ご契約者およびご家族の状況によっては代行することが出来ます。

④おやつ代

おやつを召し上がった日にお支払いいただきます。1 日 80 円。

⑤理美容代

訪問美容をご利用いただいた際に実費徴収致します。カット 2，860～（他の美容メニューについては別紙料金表参照)。ご利用料と合わせて請求します。

⑥教養娯楽費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加した場合には、材料費などにかかる実費をいただく場合もあります。

⑦預貯金通帳等管理料

やむを得ない事情により通帳管理等を施設で代行する場合にお支払いいただきます。

管理料については 1,000 円/月と致します。

⑧日常費用支払代行

日常費用支払い代行サービス契約書に記載されている事項について、立替払いを実施いたします。日常費用支払い代行の対価として 1,000 円/月を請求します。

⑨複写物の交付

利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とする場合、また、保険証等の複写物を事務所でお取りする場合も、1 枚当たり下記の費用をご負担いただきます。

コピー代（A4 サイズ）：白黒…10 円/1 枚 、カラー…30 円/1 枚

⑩日用品費

※下記の日用品表に定める生活用品を利用される場合に、日用品費を請求いたします

日用品A 男性用 （105 円/日）	歯磨き用品（歯ブラシ、歯磨き粉など）、義歯用用品（義歯用ブラシ、義歯用歯磨き粉など）、スキンケア用品（ハンドクリーム、保湿剤など）、化粧品類（シェービングクリーム、アフターローションなど）、電池各種、ティッシュ類、消臭剤、ストロー、整髪料、綿棒、ヘアブラシ、タオルセット（リース品）
日用品B 女性用 （105 円/日）	歯磨き用品（歯ブラシ、歯磨き粉など）、義歯用用品（義歯用ブラシ、義歯用歯磨き粉など）、スキンケア用品（ハンドクリーム、保湿剤など）、化粧品類（化粧水、乳液など）、電池各種、ティッシュ類、消臭剤、ストロー、整髪料、綿棒、ヘアブラシ、タオルセット（リース品）
日用品 C 男女共通（45 円/日）	タオルセット（リース品）

⑪その他日常生活上必要となる諸費用実費

その他、ご契約者にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用が発生した場合には、ご負担いただきます。

⑫契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金として、介護保険料における要介護度、利用者負担段階に応じた金額を負担していただきます。

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、利用料を変更する場合があります。
その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

⑬居室に持ち込まれる電化製品の電気代

※下記の電化製品等を居室にお持ち込みの方には、下記の通り電気料金をご負担いただきます。

テレビ…20 円/日、冷蔵庫…20 円/日

携帯電話・スマートフォン等の端末の充電器使用の方…5 円/日（1 台につき）

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 ヵ月ごとに計算し、翌月 20 日までにご請求します。

請求額は毎月 26 日に指定の金融機関から、口座振替とさせて頂きます。（1 ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、 利用日数にもとづいて計算した金額とします。）

引落しが確認できましたら領収書を発行いたします。

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、 ご利用者の希望により、 以下の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	白川クリニック
所在地	中野区南台２－５１－８　1F
診療科	内科、胃腸内科、内視鏡内科、外科、肛門外科

医療機関の名称	やなだクリニック

所在地	中野区弥生町６－２－２０
診療科	内科、泌尿器科

医療機関の名称	むさしのライフケア病院
所在地	中野区江古田２－２４－１１
診療科	内科、リハビリ科

②歯科協力医療機関

医療機関の名称	林歯科医院
所在地	中野区中野５－３０－６－２０９
診療科	歯科

６． 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は定めておりません。従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。(契約書第 13 条参照)

①要介護認定により ご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設への退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退所することができます。
①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご利用者が入院された場合
③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、 事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、 当施設から退所していただくことがあります。
①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、 又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご利用者及びご家族、代理人等が、この契約を継続しがたいほどのハラスメント行為を行ない、双方の話し合い等によってもその状況が改善しない場合

⑤ご利用者が連続して 3 ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑥ご利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設、もしくは介護医療院に入所した場合

⑦介護保険法に則り施設が介護サービス提供する上で必須となる書類（施設サービス計画や各種計画書、介護保険証等）の提出を施設から求められた際、6 ヶ月以上ご提出、ご返送いただけない場合

ご利用者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に、 医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、 短期入院の場合

1 ヵ月につき 6 日以内 （連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊） の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1 日あたり 269 円の入院、外泊時費用及び居住費)

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。その際、施設への再入所の判定は、入院先医師からの情報を得て、施設嘱託医及び管理者が判断するものとします。

また、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3 ケ月以内の退院が見込まれない場合

3 ケ月以内の退院が見込まれない場合には、契約が解除されます。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

＜入院期間中の利用料金＞

入院期間中の利用料金については、入院、外泊時費用が発生します。また、居室を確保しておく場合は居住費（1 日 2,134 円）が発生します。

ただし、ご利用者が利用していた居室を短期入所生活介護利用者の居室として他者が利用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。(居室の荷物は一旦片付けます)

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

〇適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

〇居宅介護支援事業者の紹介

〇その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取及び身元引受人について（契約書第 20 条参照）

入所契約が終了した後、 当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)は施設では処分致しません。ご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「身元引受人」を定めていただきます。

当施設は、「身元引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用につい

ては、ご利用者又は身元引取人にご負担いただきます。
※入所契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

８． サービス提供における事業者の義務（契約書第７条、 第８条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
①ご利用者の財産、生命、身体の安全と確保に配慮します。
②ご利用者の体調、 健康状態について必要に応じてご利用者から聞き取り、確認を行い、 医師又は看護職員が連携のうえ、必要な対応を行います。
③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、 要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
④ご利用者に提供したサービス記録は２年間保管するとともに、ご利用者又は身元引受人兼連帯保証人の請求に応じて閲覧を可能とし、複写物（コピー費用は利用者負担）を希望された場合は交付します。
⑤ご利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た情報（ご利用者又は身元引受人兼連帯保証人等に関する事項）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合や行政への手続き、報告が必要な場合、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者が退所となる場合には、円滑な援助を行うため先方機関などへの情報共有を行う場合がございます。

９．当施設ご利用の際に留意いただく事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)所持品の持ち込み

収納たんす、衣類の他、壁飾り、時計、絵画など、担当職員とご相談下さい。

(2)面会

面会時間及び方法　 感染症の状況等により一律の対応が難しいためホームページでご確認ください
※ご面会の際は、事務所窓口にお立ち寄りの上、面会簿のご記入をお願いします。
※ご面会の方に食品の差し入れをされる際は、事務所窓口に預けるようお願いします。また、他利用者への差し入れはトラブルの原因になりますので、固くお断りさせていただきます。

(3)外出・外泊(契約書第 21 条参照)

外出、外泊をされる場合は事前にお申し出いただき、必ず事務所窓口に外出届の提出をお願いします。外泊については、1ヵ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる際は連続して 12 泊以内の場合、1 日につき 269 円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。この際、施設の利用料・食費の請求はありませんが、居住費のみ発生致します。

(4)食事

食事が不要な場合は、 前日午後 5 時までにお申し出下さい。 前日午後 5 時までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は発生致しません。
※1 日分(朝食・昼食・夕食)全て不要な場合に限ります。

(5)施設・設備の使用上の注意(契約書第９条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担による原状回復、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行った上で、ご利用者の居室内に立ち入り必要な措置を取らせていただきます。
○当施設の職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

⑹喫煙・飲酒

喫煙は必ず所定の喫煙場所（屋上）にてお願いします。飲酒についてはご相談ください。

⑺禁止行為

施設内での次の行為を禁止します。

・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、 又は自己の利益のために他人の自由を侵す事
・ケンカ、口論、泥酔などで他の利用者などに迷惑を及ぼす事
・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事
・指定した場所以外で火気を用いる事
・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれらを持ち出す事
・利用者及びご家族、代理人等は、施設や施設職員又は他の利用者に対して、身体的暴力及び精神的暴力、並びにセクシャルハラスメントに該当する行為を行なう事

１０．事故発生時の対応について（契約書第 10 条～第 12 条参照）

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、身元引受人兼連帯保証人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。但し、施設の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

１１．損害賠償について（契約書第 10 条、 第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

１２．合意裁判管轄について（契約書第 22 条参照）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

１３．非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成します。
非常災害に備えて、少なくとも 1 年に 2 回以上は避難、救出その他必要な訓練などを行います。

１４．苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

⑴当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

［職名］相談員・介護支援専門員　豊田恵美

○苦情解決責任者

［職名］施設長　東　利樹

○受付時間　毎週月曜日～金曜日　　9:00～17:00

また、ご意見箱を 1 階事務室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所及び電話番号
中野区介護保険分野 事業者指導調整担当	東京都中野区中野 4-8-1　/03-3328-8878
東京都国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口専用)	東京都千代田区飯田橋 3-5-1　東京区政会館 11 階　/03-6238-0177 受付時間　月曜～金曜　9:00～17;00

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第 39 号(平成 11 年 3 月 1 日)第 4 条の規定に基づき、
入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

重要事項説明書（別紙　１割負担の方）

＜介護保険給付に係る施設介護サービス費＞　　（令和８年８月１日より適用）

基　本　報　酬	
要介護１　（６７０単位）	７３０円
要介護２　（７４０単位）	８０７円
要介護３　（８１５単位）	８８８円
要介護４　（８８６単位）	９６６円
要介護５　（９５５単位）	１０４１円

共　通　加　算（施設の体制や実施状況に応じて全員を対象に算定することがあります）	
【初期加算】　１日３３円（30 単位）	入所した日から３０日以内
【精神科医療養指導加算】　１日６円（5 単位）	月２回精神科医師の診療指導体制の確保
【外泊時費用】　１日２６９円（246 単位）	月６日を限度とし、外泊や入退等の際に算定
【個別機能訓練加算Ⅰ】　１日１３円（12 単位）	機能訓練指導員を配置し、個別計画に基づく訓練の実施
【個別機能訓練加算Ⅱ】　１月２２円（20 単位）	計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【個別機能訓練加算Ⅲ】　１月２２円（20 単位）	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している　リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有する等
【看護体制加算Ⅰロ】　１日５円（４単位）	常勤の看護師を１名以上配置
【看護体制加算Ⅱロ】　１日９円（8 単位）	最低基準及び要件を上回る看護職員を配置
【夜勤職員配置加算Ⅱロ】１日２０円（18 単位）	最低基準を１以上上回る夜勤職員及び夜勤看護職員を配置
【日常生活継続支援加算】１日５１円（46 単位）	６：１以上の介護福祉士を配置し、新入居者のうち一定割合以上が要介護４以上若しくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上
【栄養マネジメント強化加算】　１日１２円（11 単位）	利用者の栄養状態の維持および改善を図り、利用者ごとに状態に応じた栄養管理を計画的に行う
【褥瘡マネジメント加算Ⅰ】　１月４円（3 単位）	褥瘡発生予防のための計画的管理を行ない、評価結果等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【褥瘡マネジメント加算Ⅱ】１月１５円（13 単位）	褥瘡マネジメント加算Ⅰを算定し、褥瘡の発生がない
自立支援促進加算　１月３０５円（280 単位）	医学的な評価に基づき支援計画を策定しケアを実施、計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
科学的介護推進加算Ⅰ　１月４４円（40 単位）	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
科学的介護推進加算Ⅱ　１月５５円（50 単位）	【Ⅰ】に加え、疾病や服薬等の情報を提出する
安全対策体制加算　１回２２円（20 単位）	外部研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策を実施した場合、入居時に１回を限度として算定

【生産性向上推進体制加算Ⅰ】 １月１１１円（100 単位）	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、Ⅱの提出データにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。
【生産性向上推進体制加算Ⅱ】 １月１１円(10 単位)	生産性向上のための委員会の開催や改善活動を実施し、業務改善の取り組みの効果を示すデータの提出を行なっている
【介護職員等処遇改善加算Ⅰロ】	介護職員等の基本的な待遇の改善やベースアップを行ない、資格や経験に応じた昇給の仕組みを整備し、社会福祉連携推進法人に所属している事業所に対し 176/1000 に相当する単位数を算定。

個　別　加　算（状況により個別に以下の加算を算定することがあります）		
【療養食加算】１日３回まで	１回７円（6 単位）	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
【経口移行加算】	１日３１円（28 単位）	経管栄養の方の経口移行を行う場合
【経口維持加算（Ⅰ）】	１月４３６円（400 単位）	著しい嚥下機能障害がある方の経口維持を行う場合
【経口維持加算（Ⅱ）】	１月１０９円（100 単位）	経口維持加算Ⅰを算定しており、観察等に歯科医師等が加わっている場合
【看取り介護加算Ⅰ（１）】	１日７９円（72 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の 45～31 日前に算定
【看取り介護加算Ⅰ（２）】	１日１５７円（144 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の４～30 日前に算定
【看取り介護加算Ⅰ（３）】	１日７４２円（680 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の前日、前々日に算定
【看取り介護加算Ⅰ（４）】	１日１，３９６円（1,280 単位）	看取り介護を実施し、死亡日に算定
【口腔衛生管理加算（Ⅰ）】	１月９９円（90 単位）	歯科衛生士が月に 2 回以上口腔ケアを行ない、介護職に対する技術的助言指導や相談に対応する
【口腔衛生管理加算（Ⅱ）】	１月１２０円（110 単位）	加算Ⅰに加え、計画内容等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【若年性認知症入所者受入加算】	１日１３１円（120 単位）	若年性認知症の方に対し施設サービスを行った場合
【退所前訪問相談援助加算】	１回５０２円（460 単位）	退所に先立ち関係機関と相談援助を実施の場合
【退所後訪問相談援助加算】	１回５０２円（460 単位）	居宅への退所後 30 日以内に、相談援助を行った場合
【退所時相談援助加算】	１回４３６円（400 単位）	居宅への退所後 2 週間以内に、関係機関に情報提供を行った場合
【退所前連携加算】	１回５４５円（500 単位）	居宅への退所後、関係機関に情報提供を行い、サービス利用に関する調整を行った場合
【外泊時在宅サービス利用費用】	１日６１１円（560 単位）	月６日を限度として、外泊時に施設職員が居宅サービスを提供した場合
【再入所時栄養連携加算】	１回２１８円（200 単位）	入院中に大きく異なる管理栄養が必要となった場合
【配置医師緊急時対応加算】早朝夜間１回７０９円（650 単位） 深夜１回１，４１７円（1.300 単位） 早朝夜間深夜を除く通常勤務時間外１回３５５円（325 単位）		配置医師が施設の求めに応じ、早朝夜間又は深夜、その他早朝夜間又は深夜を除く通常勤務時間外に施設を訪問し入所者の診療を行なった場合
【排せつ支援加算Ⅰ】	１月１１円（10 単位）	排泄介護を要する方の支援計画を作成し支援、計画内容等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【排せつ支援加算Ⅱ】	１月１６円（15 単位）	加算Ⅰの要件に加え、入所時より排尿排便の状態が改善するとともに悪化がない、又はおむつ使用ありからなしに改善していること

【排せつ支援加算Ⅲ】　１月３２円（20 単位）	加算Ⅰの要件に加え、入所時より排尿排便の状態が改善するとともに悪化がない、かつおむつ使用ありからなしに改善していること
【ADL 維持等加算Ⅰ】　１月３３円（30 単位）	利用者全員について日常生活動作を評価測定し厚生労働省に提出、所定の基準で得られた利得値の平均が１以上
【ADL 維持等加算Ⅱ】　１月６６円（60 単位）	利用者全員について日常生活動作を評価測定し厚生労働省に提出、所定の基準で得られた利得値の平均が３以上
【特別通院送迎加算】　１月６４７円（594 単位）	透析を必要とする入所者に月１２回以上送迎を行った場合
【協力医療機関連携加算】　１月５５円（50 単位）	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している 当該加算の算定において定められた協力医療機関の要件を満たす場合
【退所時情報提供加算】　１回２７３円（250 単位）	医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対し入居者等の同意を得て、所定の情報を提供した場合
【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ】１月１１円（10 単位） 【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ】１月６円（5 単位）	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること、また一般的な感染症の発生時等に協力医療機関と連携し対応していること、所定の院内感染対策に関する研修や訓練等に参加していること
【新興感染症等施設療養費】　１日２６２円（240 単位）	入居者等の新興感染症感染時に協力医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を実施しながら介護サービスを行った場合（1 月に 1 回、連続する 5 日を限度）
【認知症チームケア推進加算Ⅰ】１月１６４円（150 単位） 【認知症チームケア推進加算Ⅱ】　１月１３１円（120 単位）	認知症の入居者の占める割合が 1/2 以上、認知症介護の指導に係る専門研修修了者（認知症介護に係る専門研修修了者の場合は加算Ⅱ）を１名以上配置し、認知症に対応するチームを組んでいること 対象者の評価を計画的に行ない、認知症の予防に資するチームケアを実施していること、カンファレンスの開催、計画作成、振り返り、見直しを行なっていること
【退所時栄養情報連携加算】 １回７７円（70 単位）	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にある入居者に対し、管理栄養士が退居先の医療機関に当該者の栄養管理に関する情報の提供を行った場合

◎保険給付費の計算方法　　保険請求額=保険単位数合計×単位数単価（10.90 円/単位）×給付率 90/100

利用料=保険単位数合計×単位数単価（10.90 円/単位）―保険請求額

◎介護報酬の改正など、単価改正に合わせ料金改定を行います。

重要事項説明書（別紙　2割負担の方）

＜介護保険給付に係る施設介護サービス費＞　　（令和８年８月１日より適用）

基　本　報　酬	
要介護１　（６７０単位）	１４６１円
要介護２　（７４０単位）	１６１３円
要介護３　（８１５単位）	１７７７円
要介護４　（８８６単位）	１９３１円
要介護５　（９５５単位）	２０８９円

共　通　加　算（施設の体制や実施状況に応じて全員を対象に算定することがあります）	
【初期加算】　１日６６円（30 単位）	入所した日から３０日以内
【精神科医療養指導加算】　１日１１円（5 単位）	月２回精神科医師の診療指導体制の確保
【外泊時費用】　１日５３７円（246 単位）	月６日を限度とし、外泊や入退等の際に算定
【個別機能訓練加算Ⅰ】　１日２７円（12 単位）	機能訓練指導員を配置し、個別計画に基づく訓練の実施
【個別機能訓練加算Ⅱ】　１月４４円（20 単位）	計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【個別機能訓練加算Ⅲ】　１月４４円（20 単位）	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している　リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有する等
【看護体制加算Ⅰロ】　１日９円（4 単位）	常勤の看護師を１名以上配置
【看護体制加算Ⅱロ】　１日１８円（8 単位）	最低基準及び要件を上回る看護職員を配置
【夜勤職員配置加算Ⅱロ】１日４０円（18 単位）	最低基準を１以上上回る夜勤職員及び夜勤看護職員を配置
【日常生活継続支援加算】１日１０２円（46 単位）	６：１以上の介護福祉士を配置し、新入居者のうち一定割合以上が要介護４以上若しくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上
【栄養マネジメント強化加算】　１月２４円（11 単位）	利用者の栄養状態の維持および改善を図り、利用者ごとに状態に応じた栄養管理を計画的に行う
【褥瘡マネジメント加算Ⅰ】　１月７円（3 単位）	褥瘡発生予防のための計画的管理を行ない、評価結果等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【褥瘡マネジメント加算Ⅱ】１月２９円（13 単位）	褥瘡マネジメント加算Ⅰを算定し、褥瘡の発生がない
自立支援促進加算　１月６１０円（280 単位）	医学的な評価に基づき支援計画を策定しケアを実施、計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
科学的介護推進加算Ⅰ　１月８８円（40 単位）	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
科学的介護推進加算Ⅱ　１月１０９円（50 単位）	【Ⅰ】に加え、疾病や服薬等の情報を提出する
安全対策体制加算　１回４４円（20 単位）	外部研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策を実施した場合、入居時に１回を限度として算定
【生産性向上推進体制加算Ⅰ】　１月２２２円（100 単位）	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、Ⅱの提出データにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。

【生産性向上推進体制加算Ⅱ】 １月２２円（10 単位）	生産性向上のための委員会の開催や改善活動を実施し、業務改善の取り組みの効果を示すデータの提出を行なっている
【介護職員等処遇改善加算Ⅰロ】	介護職員等の基本的な待遇の改善やベースアップを行ない、資格や経験に応じた昇給の仕組みを整備し、社会福祉連携推進法人に所属している事業所に対し 176/1000 に相当する単位数を算定。

個　別　加　算（状況により個別に以下の加算を算定することがあります）	
【療養食加算】１日３回まで　１回１３円（6 単位）	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
【経口移行加算】　１日６１円（28 単位）	経管栄養の方の経口移行を行う場合
【経口維持加算（Ⅰ）】　１月８７２円（400 単位）	著しい嚥下機能障害がある方の経口維持を行う場合
【経口維持加算（Ⅱ）】　１月２１８円（100 単位）	経口維持加算Ⅰを算定しており、観察等に歯科医師等が加わっている場合
【看取り介護加算Ⅰ（１）】　１日１５７円（72 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の 45～31 日前に算定
【看取り介護加算Ⅰ（２）】　１日３１４円（144 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の４～30 日前に算定
【看取り介護加算Ⅰ（３）】　１日１，４８３円（680 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の前日、前々日に算定
【看取り介護加算Ⅰ（４）】　１日２，７９１円（1,280 単位）	看取り介護を実施し、死亡日に算定
【口腔衛生管理加算（Ⅰ）】　１月１９７円（90 単位）	歯科衛生士が月に 2 回以上口腔ケアを行ない、介護職に対する技術的助言指導や相談に対応する
【口腔衛生管理加算（Ⅱ）】　１月２４０円（110 単位）	加算Ⅰに加え、計画内容等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【若年性認知症入所者受入加算】　１日２６２円（120 単位）	若年性認知症の方に対し施設サービスを行った場合
【退所前訪問相談援助加算】１回１，００３円（460 単位）	退所に先立ち関係機関と相談援助を実施の場合
【退所後訪問相談援助加算】１回１，００３円（460 単位）	居宅への退所後 30 日以内に、相談援助を行った場合
【退所時相談援助加算】　１回８７２円（400 単位）	居宅への退所後 2 週間以内に、関係機関に情報提供を行った場合
【退所前連携加算】　１回１，０９０円（500 単位）	居宅への退所後、関係機関に情報提供を行い、サービス利用に関する調整を行った場合
【外泊時在宅サービス利用費用】　１日１，２２１円（560 単位）	月６日を限度として、外泊時に施設職員が居宅サービスを提供した場合
【再入所時栄養連携加算】　１回４３６円（200 単位）	入院中に大きく異なる管理栄養が必要となった場合
【配置医師緊急時対応加算】早朝夜間１回１，４１７円（650 単位） 深夜１回２，８３４円（1.300 単位） 早朝夜間深夜を除く通常勤務時間外１回７１０円（325 単位）	配置医師が施設の求めに応じ、早朝夜間又は深夜、その他早朝夜間又は深夜を除く通常勤務時間外に施設を訪問し入所者の診療を行なった場合
【排せつ支援加算Ⅰ】　１月２２円（10 単位）	排泄介護を要する方の支援計画を作成し支援、計画内容等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【排せつ支援加算Ⅱ】　１月３２円（15 単位）	加算Ⅰの要件に加え、入所時より排尿排便の状態が改善するとともに悪化がない、又はおむつ使用ありからなしに改善していること
【排せつ支援加算Ⅲ】　１月４４円（20 単位）	加算Ⅰの要件に加え、入所時より排尿排便の状態が改善するとともに悪化がない、かつおむつ使用ありからなしに改善していること

【ADL 維持等加算Ⅰ】　１月６６円（30 単位）	利用者全員について日常生活動作を評価測定し厚生労働省に提出、所定の基準で得られた利得値の平均が１以上
【ADL 維持等加算Ⅱ】　１月１３２円（60 単位）	利用者全員について日常生活動作を評価測定し厚生労働省に提出、所定の基準で得られた利得値の平均が 3 以上
【特別通院送迎加算】　１月１２９５円（594 単位）	透析を必要とする入所者に月１２回以上送迎を行った場合
【協力医療機関連携加算】　１月１１０円（50 単位）	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している 当該加算の算定において定められた協力医療機関の要件を満たす場合
【退所時情報提供加算】　１回５４６円（250 単位）	医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対し入居者等の同意を得て、所定の情報を提供した場合
【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ】 １月２２円（10 単位） 【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ】 １月１１円（5 単位）	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること、また一般的な感染症の発生時等に協力医療機関と連携し対応していること、所定の院内感染対策に関する研修や訓練等に参加していること
【新興感染症等施設療養費】 1 日５２４円（240 単位）	入居者等の新興感染症感染時に、協力医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を実施しながら介護サービスを行った場合（1 月に 1 回、連続する 5 日を限度）
【認知症チームケア推進加算Ⅰ】 １月３２８円（150 単位） 【認知症チームケア推進加算Ⅱ】 １月２６２円（120 単位）	認知症の入居者の占める割合が 1/2 以上、認知症介護の指導に係る専門研修修了者（認知症介護に係る専門研修修了者の場合は加算Ⅱ）を 1 名以上配置し、認知症に対応するチームを組んでいること 対象者の評価を計画的に行ない、認知症の予防に資するチームケアを実施していること カンファレンスの開催、計画作成、振り返り、見直しを行なっていること
【退所時栄養情報連携加算】 １回１５４円（70 単位）	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にある入居者に対し、管理栄養士が退居先の医療機関に当該者の栄養管理に関する情報の提供を行った場合

◎保険給付費の計算方法　　保険請求額=保険単位数合計×単位数単価（10.90 円/単位）×給付率 90/100

利用料=保険単位数合計×単位数単価（10.90 円/単位）―保険請求額

◎介護報酬の改正など、単価改正に合わせ料金改定を行います。

重要事項説明書（別紙　3割負担の方）

＜介護保険給付に係る施設介護サービス費＞　　（令和8年8月1日より適用）

基　本　報　酬	
要介護１　（６７０単位）	２１９１円
要介護２　（７４０単位）	２４２０円
要介護３　（８１５単位）	２６６５円
要介護４　（８８６単位）	２８９７円
要介護５　（９５５単位）	３１２３円

共　通　加　算（施設の体制や実施状況に応じて全員を対象に算定することがあります）	
【初期加算】　１日９９円（30 単位）	入所した日から３０日以内
【精神科医療養指導加算】　１日１７円（5 単位）	月２回精神科医師の診療指導体制の確保
【外泊時費用】　１日８０５円（246 単位）	月６日を限度とし、外泊や入退等の際に算定
【個別機能訓練加算Ⅰ】　１日４０円（12 単位）	機能訓練指導員を配置し、個別計画に基づく訓練の実施
【個別機能訓練加算Ⅱ】　１月６６円（20 単位）	計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【個別機能訓練加算Ⅲ】　１月６６円（20 単位）	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している　リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有する等
【看護体制加算Ⅰロ】　１日１３円（4 単位）	常勤の看護師を１名以上配置
【看護体制加算Ⅱロ】　１日２７円（8 単位）	最低基準及び要件を上回る看護職員を配置
【夜勤職員配置加算Ⅱロ】１日６０円（18 単位）	最低基準を１以上上回る夜勤職員及び夜勤看護職員を配置
【日常生活継続支援加算】１日１５３円（46 単位）	６：１以上の介護福祉士を配置し新入居者のうち一定割合以上が要介護４以上若しくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上
【栄養マネジメント強化加算】　１日３６円（11 単位）	利用者の栄養状態の維持および改善を図り、利用者ごとに状態に応じた栄養管理を計画的に行う
【褥瘡マネジメント加算Ⅰ】１月１０円（3 単位）	褥瘡発生予防のための計画的管理を行ない、評価結果等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【褥瘡マネジメント加算Ⅱ】１月４３円（13 単位）	褥瘡マネジメント加算Ⅰを算定し、褥瘡の発生がない
自立支援促進加算　１月９１６円（280 単位）	医学的な評価に基づき支援計画を策定しケアを実施、計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
科学的介護推進加算Ⅰ　１月１３１円（40 単位）	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
科学的介護推進加算Ⅱ　１月１６４円（50 単位）	【Ⅰ】に加え、疾病や服薬等の情報を提出する
安全対策体制加算　１回６６円（20 単位）	外部研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策を実施した場合、入居時に１回を限度として算定
【生産性向上推進体制加算Ⅰ】　１月３３３円（100 単位）	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし、Ⅱの提出データにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。

【生産性向上推進体制加算Ⅱ】 １月３３円(10 単位)	生産性向上のための委員会の開催や改善活動を実施し、業務改善の取り組みの効果を示すデータの提出を行なっている
【介護職員等処遇改善加算Ⅰロ】	介護職員等の基本的な待遇の改善やベースアップを行ない、資格や経験に応じた昇給の仕組みを整備し、社会福祉連携推進法人に所属している事業所に対し 176/1000 に相当する単位数を算定。

個　別　加　算（状況により個別に以下の加算を算定することがあります）	
【療養食加算】１日３回まで　１回２０円（6 単位）	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
【経口移行加算】　１日９２円（28 単位）	経管栄養の方の経口移行を行う場合
【経口維持加算（Ⅰ）】　１月１，３０８円（400 単位）	著しい嚥下機能障害がある方の経口維持を行う場合
【経口維持加算（Ⅱ）】　１月３２７円（100 単位）	経口維持加算Ⅰを算定しており、観察等に歯科医師等が加わっている場合
【看取り介護加算Ⅰ（１）】　１日２３６円（72 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の 45～31 日前に算定
【看取り介護加算Ⅰ（２）】　１日４７１円（144 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の４～30 日前に算定
【看取り介護加算Ⅰ（３）】　１日２，２２５円（680 単位）	看取り介護を実施し、死亡日の前日、前々日に算定
【看取り介護加算Ⅰ（４）】　１日４，１８７円（1,280 単位）	看取り介護を実施し、死亡日に算定
【口腔衛生管理加算（Ⅰ）】　１月２９５円（90 単位）	歯科衛生士が月に 2 回以上口腔ケアを行ない、介護職に対する技術的助言指導や相談に対応する
【口腔衛生管理加算（Ⅱ）】　１月３６０円（110 単位）	加算Ⅰに加え、計画内容等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【若年性認知症入所者受入加算】　１日３９３円（120 単位）	若年性認知症の方に対し施設サービスを行った場合
【退所前訪問相談援助加算】１回１，５０５円（460 単位）	退所に先立ち関係機関と相談援助を実施の場合
【退所後訪問相談援助加算】１回１，５０５円（460 単位）	居宅への退所後 30 日以内に、相談援助を行った場合
【退所時相談援助加算】　１回１，３０８円（400 単位）	居宅への退所後 2 週間以内に、関係機関に情報提供を行った場合
【退所前連携加算】　１回１，６３５円（500 単位）	居宅への退所後、関係機関に情報提供を行い、サービス利用に関する調整を行った場合
【外泊時在宅サービス利用費用】　１日１，３０８円（560 単位）	月６日を限度として、外泊時に施設職員が居宅サービスを提供した場合
【再入所時栄養連携加算】　１回６５４円（200 単位）	入院中に大きく異なる管理栄養が必要となった場合
【配置医師緊急時対応加算】早朝夜間１回２，１２６円（650 単位） 深夜１回４，２５１円（1.300 単位） 早朝夜間深夜を除く通常勤務時間外　１回 1,063 円（325 単位）	配置医師が施設の求めに応じ、早朝夜間又は深夜、その他早朝夜間又は深夜を除く通常勤務時間外に施設を訪問し入所者の診療を行なった場合
【排せつ支援加算Ⅰ】　１月３３円（10 単位）	排泄介護を要する方の支援計画を作成し支援、計画内容等を厚生労働省に提出し、ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを有効活用する
【排せつ支援加算Ⅱ】　１月４８円（15 単位）	加算Ⅰの要件に加え、入所時より排尿排便の状態が改善するとともに悪化がない、又はおむつ使用ありからなしに改善していること
【排せつ支援加算Ⅲ】　１月６６円（20 単位）	加算Ⅰの要件に加え、入所時より排尿排便の状態が改善するとともに悪化がない、かつおむつ使用ありからなしに改善していること

【ADL 維持等加算Ⅰ】　　１月９９円（30 単位）	利用者全員について日常生活動作を評価測定し厚生労働省に提出、所定の基準で得られた利得値の平均が１以上
【ADL 維持等加算Ⅱ】　　１月１９８円（60 単位）	利用者全員について日常生活動作を評価測定し厚生労働省に提出、所定の基準で得られた利得値の平均が 3 以上
【特別通院送迎加算】　　１月１９４２円（594 単位）	透析を必要とする入所者に月１２回以上送迎を行った場合
【協力医療機関連携加算】　　１月１６５円（50 単位）	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している 当該加算の算定において定められた協力医療機関の要件を満たす場合
【退所時情報提供加算】　１回８１８円（250 単位）	医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対し入居者等の同意を得て、所定の情報を提供した場合
【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ】 １月３３円（10 単位） 【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ】 １月１７円（5 単位）	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること、また一般的な感染症の発生時等に協力医療機関と連携し対応していること、所定の院内感染対策に関する研修や訓練等に参加していること
【新興感染症等施設療養費】 １日７８５円（240 単位）	入居者等の新興感染症感染時に、協力医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を実施しながら介護サービスを行った場合（1 月に 1 回、連続する 5 日を限度）
【認知症チームケア推進加算Ⅰ】 １月４９１円（150 単位） 【認知症チームケア推進加算Ⅱ】 １月４２９円（120 単位）	認知症の入居者の占める割合が 1/2 以上、認知症介護の指導に係る専門研修修了者（認知症介護に係る専門研修修了者の場合は加算Ⅱ）を 1 名以上配置し、認知症に対応するチームを組んでいること 対象者の評価を計画的に行ない、認知症の予防に資するチームケアを実施していること カンファレンスの開催、計画作成、振り返り、見直しを行なっていること
【退所時栄養情報連携加算】 １回２３１円（70 単位）	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にある入居者に対し、管理栄養士が退居先の医療機関に当該者の栄養管理に関する情報の提供を行った場合

◎保険給付費の計算方法　　保険請求額=保険単位数合計×単位数単価（10.90 円/単位）×給付率 90/100

利用料=保険単位数合計×単位数単価（10.90 円/単位）―保険請求額

◎介護報酬の改正など、単価改正に合わせ料金改定を行います。

介護老人福祉施設（ショートステイを含む）負担額の軽減制度

① 負担額の段階設定

居住費と食費の負担額は、過重な負担とならないよう課税状況や年金収入の状況に応じて４段階に区分されており、第１段階から第３段階までの方は、下表のように申請により減額されます。

介護保険施設における段階区分別負担限度額　　（　　）は月額概数

段階区分			利用料負担段階	居住費 ユニット型個室	食費
市町村民税	世帯課税者		第４段階	2,134円／日 (64,020円)	１，９００円/日 (57,000円)
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	第３段階②	1,470円／日 (4,4100円)	１，４２０円/日 (42,600円)
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	第３段階①	1,370円／日 (4,1100円)	６８０円/日 (20,400円)
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第２段階	880円／日 (26,400円)	３９０円/日 (11,700円)
		老齢福祉年金受給者	第１段階	880円／日 (26,400円)	３００円/日 (9,000円)
生活保護受給者等					

※１～３段階の方については、上記の条件に加え、預貯金等の額が以下の通りに変わります。
第２段階…単身 650 万円以下（夫婦の場合 1,650 万円以下）
第３段階①…単身 550 万円以下（夫婦の場合 1,550 万円以下）
第３段階②…単身 500 万円以下（夫婦の場合 1,500 万円以下）

② 高額介護サービス費の支給

１か月の介護サービスの自己負担の合計額が所得に応じ一定の上限額を超えた場合には、超えた分が払い戻されます。

所得区分	上限額
市町村民税課税～課税所得 690 万円（年収約 1160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収 1160 万円）未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000 円（世帯）

③　平成１２年４月１日以前から特別養護老人ホームに入所されている方で、利用者負担割合が５％以下に軽減されている方は、平成 17 年 10 月以降も従来の負担額を上回らないよう軽減されます。

④　以下の条件を全て満たす場合は、自己負担額が更に軽減される場合がありますのでご相談ください。

（介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を除きます。）

ア　年間収入が単身世帯で**150**万円（２人世帯の場合は、**200**万円）以下

イ　預貯金等の額が単身世帯で**350**万円（２人世帯の場合は、**450**万円）以下

ウ　自宅以外に家屋等を所有していないこと

エ　負担能力のある親族等に扶養されていないこと

オ　介護保険料を滞納していないこと

⑤　その他に、高齢者夫婦世帯で配偶者が個室に入った場合や、利用料が負担できなく生活保護が必要となる方への負担軽減制度がありますのでご相談ください。

※ 申請の窓口は各区市町村の介護保険担当となります。ご不明な点は施設担当にもお気軽にご相談下さい。

ご利用料金の目安　　（令和８年８月１日より適用）

ご入居者の費用負担＝介護サービス費の自己負担分（1～3 割）＋居住費＋食費＋介護報酬外費用　となります。

＜介護度別の基本料金＞１月３０日として計算（利用料の自己負担分＋居住費＋食費）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第１段階	60,877 円～	63,166 円～	65,618 円～	67,940 円～	70,196 円～
第２段階	63,577 円～	65.866 円～	68,318 円～	70,640 円～	72,896 円～
第３段階①	86,977 円～	89,266 円～	91,718 円～	94,040 円～	96,296 円～
第３段階②	112,177 円～	114,466 円～	116,918 円～	119,240 円～	121,496 円～
第４段階（１割）	140,497 円～	142,786 円～	145,238 円～	147,560 円～	149,816 円～
第４段階（２割）	165,973 円～	170,551 円～	175,456 円～	180,100 円～	184,612 円～
第４段階（３割）	191,450 円～	198,317 円～	205,674 円～	212,639 円～	219,408 円～

※ご利用者により個別加算の算定が異なる場合には、介護サービス費に若干の差異が生じます。
※上記金額に、処遇改善加算分と介護報酬外費用が加算された金額がご請求金額の目安となります。

※上記金額のほか、希望される方には介護報酬外費用が別途追加され、ご請求金額となります。

理美容代(カットの場合)	２，８６０円/回
日常費用支払代行	１，０００円/月
日用品費（A，B，C）１０５円または４５円/日	
おやつ代	７０円/日

上記(日用品１０５円/日含む)をご利用された場合・・・３０日の場合、８，７４０円
その他、外来費・薬代等が自己負担となります。

〈重要事項説明書付属文書〉

１．施設の概要

(1)建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上３階
(2)建物の延べ床面積　　3502.39 ㎡
(3)併設事業
当施設では、 次の事業を併設して実施しています。
［短期入所生活介護］ 平成 28 年 6 月 1 日指定　　東京都　　定員８名　（空床利用８名）

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

施設長…当該介護老人福祉施設を管理します。

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行います。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善またはその減退を防止するための訓練を行います。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導、定期薬の処方等を行います

管理栄養士…食事の献立を作成、ご契約者の身体状況、嗜好等に合わせた栄養ケア計画を作成します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、 入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第 2 条参照）

①当施設の介護支援専門員 （ケアマネジャー） に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、 ご利用者及び身元引受人兼連帯保証人等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③施設サービス計画は、6 カ月 （※要介護認定有効期間）に 1 回、または 12 ヵ月に 1 回もしくはご利用者及び身元引受人兼連帯保証人等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及び身元引受人兼連帯保証人等と協議して、施設サービス計面を変更します

④施設サービス計画が変更された場合にはご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4.福祉サービス第三者評価の実施状況

当施設は、第三者機関により福祉サービス第三者評価の受審をしています。

評価機関：特定非営利活動法人　アクティブハンディネット（直近の評価期間　2025.4.28～2026.3.16）

評価結果については、「とうきょう福祉ナビゲーション」ホームページ上で確認できます。事務室受付の閲覧棚にもファイリングしております。

日常費用支払代行サービス契約書

私（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人武蔵野療園(以下「事業者」といいます)は事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

１、契約の目的

本サービスは、当該施設利用者で日常生活に必要な金銭の管理・支払が困難な方で、利用者又は代理人よ

り支払い代行の依頼があった方に関し、事業者がその支払いを立て替えて支払い代行するサービスであり、利用者はその立替分合計金額と本サービスに対する料金を事業者に支払うものとする。

２、契約の期間

契約の期間は、契約の日から当該年度の末日とする。

但し、前文の規程に関わらず、期間満了日までに、利用者又は代理人から契約解除の申し出がない場合には、契約は更新されるものとします。

３、サービスの内容

事業者は、利用者が当該施設利用中に下記のような支払いが生じた場合、その支払いを立替にて支払うものとし、利用者、当該月の立替金の合計額を、翌月事業者に支払うものとする。

① 医療費（外来受診・往診)、薬代の支払い
② クリーニング代（施設で洗濯ができない縮みやすい衣類、ウール製品等外部にて洗濯を行うもの）
③ 利用者の希望や不足による衣料品や物品の購入
④ 個人契約による新聞などの購読料
⑤ 利用者の希望による外注食や外出にかかる費用などの支払い
⑥ 利用者の希望によるおやつ代や牛乳代など嗜好品にかかる費用などの支払い
⑦ その他、利用者が日常生活上必要とする支払い

また、以上の支払いに関しては、当該施設利用中の請求が利用者の退所後になってしまっても同様に事業者が支払い代行するものとする。

４、料金

事業者は、日常支払い代行業務の対価として、利用者に下号の料金を請求するものとする。利用者は、事業者の請求する下号の料金に関し、当該月の立替金合計額とともに、当該月の翌月末までに自動引き落としの方法で支払うものとする。

（1）１ヶ月につき１０００円

５、契約の解除

事業者は、利用者又は代理人より契約解除の申し出があった時は、速やかにこの契約を解除するものとし、利用者は、契約解除時点での立替金合計額と本サービスに対する料金を支払うものとする。

６、その他の事項

（1） 代金の支払い代行に際し、１回に支払う金額が５０００円を超えるものについては、事業者は、事前に利用者又は代理人に連絡をとり了解を得るものとする。

（2） 立替金の内訳に関して、事業者は立替料金の領収書を付して利用者に提示するものとする。また、自動販売機など領収書の発行されない物に関しては、事業者が発行する出金伝票にてこれに代えるものとする。

（付　則）この日常費用支払代行サービス契約書は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

□　指定介護老人福祉施設サービス利用契約書

　サービス利用契約を証するため、下記署名捺印により証します。本書２通を作成し、利用者、事業者が１通ずつ保有するものとします。

□　重要事項説明書

　契約書及び重要事項説明書により、事業者の職員（氏名　　）から介護老人福祉施設サービスについての説明を受けたことを下記署名捺印により証します。本書2通を作成し、利用者、事業者が１通ずつ保有するものとします。

□　日常費用支払い代行サービス契約書

　日常費用支払い代行サービス契約を証するため、下記署名捺印により証します。本書２通を作成し、利用者、事業者が１通ずつ保有するものとします。

□　個人情報の利用に関する同意

　当施設では、個人情報に関してその保護方針および管理規定を定め、個人の権利および利益を侵害することの無いよう努めてまいります。契約書第８条１項に定める以下のことがらについて同意および確認をさせていただきます。私にかかわる施設サービス計画、又は居宅サービス計画の作成のため、及びその計画の内容を実現するため、連絡調整等を行う医療機関，中野区等の関係機関，若しくは他のサービス事業者に対して、私及び家族にかかわる個人情報について、必要とする情報を提供することに下記にて同意します。

・その他、個人情報の取り扱いに対する確認

・フロアーなど施設内（行事・クラブ活動のご様子など）の写真掲示

　□　掲載を承諾する　　□　掲載を希望しない

・パンフレット、広報、ホームページなどで施設外に写真を掲載する場合

　□　掲載を承諾する　　□　掲載を希望しない

・来訪や電話による所在確認（第三者と思われる方より所在確認の電話や面会について）

　□　応じて構わない　　□　応じてほしくない

・その他　（　　）

□　介護報酬外サービスに関する依頼

貴施設を利用するにあたり、以下の介護報酬外サービスを利用します。

・日用品提供（選択）　□ Aセット（男性向け）　□ Bセット（女性向け）　□ Cセット(男女共通)

□ 日常費用支払い代行サービス　　□ おやつ提供

□ 理美容サービス　　□ 趣味活動

□ その他特別に依頼する事項（　　）

※上記記載事項のうち、依頼しない事項については、横線を引いてその上に署名欄と同じ印で押印して消して下さい。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

事業者

＜事業者名＞　社会福祉法人　武蔵野療園

＜住所＞　　東京都中野区江古田２－２４－１１

＜代表者名＞　理事長　　駒野　登志夫

＜事業所名＞　ハピネスホーム・ひなぎくの丘

指定番号　　１３７１４０５３０７

指定都道府県名　　東京都

＜住所＞　　東京都中野区弥生町５－１１－１５

施設長　　東　利樹

利用者

＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元引受人兼連帯保証人

＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜利用者との関係＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿